

高齢(適齢)運転者に対する 指導内容

実施内容

個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

指導の実施時期

- ☆適性診断の結果が判明した後 1ヶ月以内
- ☆加齢に伴う身体機能の変化を自覚させ、適正診断の結果を踏まえ、話し合いながら安全運転の知識の充実と、技能・運転行動の改善を図る
- ☆指導後レポートを作成させる

適性診断の実施

65歳に達した日以後1年以内に1回高齢運転者のための適正診断を受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させる。

